

～復興特区税制(法第37条～第40条) 指定に関する要件～

1. 要件

【第37条～第40条すべてに共通する要件】

- ◎復興産業集積区域（注1）の区域内に事業所を有すること
 - ◎認定復興推進計画に記載された集積業種であること
 - ◎復興推進事業（注2）を行う適切かつ確実な計画を有すること
 - ◎復興推進事業を安定して行うために必要な経済基盤を有すること
- （注1）復興産業集積区域・・・認定復興推進計画に定める市内5の区域
（三川目地区・三沢駅東地区・三沢臨空東地区・細谷地区・淋代平地区）
- （注2）復興推進事業・・・・・・・・地域の雇用機会の確保に寄与する事業
（事業用設備等を取得するもの、被災者を雇用するもの、新規立地新設企業の立上げを行うもの等）

法第37条 特別償却／税額控除

※第37条、第38条、第40条の特例は、同一事業年度においては、選択適用

- ・ 施設または設備を新設し、または増設するもの
- ・ 機械及び装置、建物及びその付属設備並びに構築物を新たに取得するもの

法第38条 法人税特別控除

※第37条、第38条、第40条の特例は、同一事業年度においては、選択適用

- ・ 東日本大震災の被災者である労働者を雇用していること
- ⇒平成23年3月11日時点で市内の事業所で勤務していた者または市内に居住していた者

法第39条 研究開発税制

復興推進事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得するもの

法第40条 新規立地促進税制

※第37条、第38条、第40条の特例は、同一事業年度においては、選択適用

- ・ 平成24年3月2日以後に設立された法人であること
- ・ 機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価格の合計が3億円以上になると見込まれること（中小企業者等については、3千万円以上）
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1千万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画に定められた事業のみを実施する法人であること
- ・ 復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・ 指定後5年間、復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと

2. 申請（報告）

提出書類

指 定 前

- ①指定申請書 ②指定事業者事業実施計画 ③指定要件に関する宣言書
- ④住民票の抄本またはこれに準ずるもの（個人事業者）
- ⑤定款及び登記事項証明書またはこれに準ずるもの（法人） ⑥その他必要書類

指 定 後 （事業年度終了後1ヶ月以内）

- ①実施状況報告書

3. 留意事項

留意事項

- ①申請いただいてから1ヶ月以内に指定に関する通知を行うこととなりますが、認定復興推進計画の内容に適合しないと認められる場合には、指定しないことがあります。
- ②指定された事業者は、指定内容について公表されます。また、指定が取消しとなった場合も同様です。
- ③指定後、毎事業年度終了後に実施状況報告書を提出していただくこととなりますが、復興推進事業を適切に実施していると認められない場合には、指定事業者に対して認定書を交付しない場合があります。その場合は、特例措置を受けることができません。
- ④認定書の交付をもって特例措置が受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による審査があります。
- ⑤指定事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な資料を提出させ、又は、説明を求めることがあります。